

奈良県告示第二百九十八号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第九条の規定により、消毒方法の実施を命ずる。

令和二年十一月三十日

奈良県知事 荒井正吾

一 実施の目的

県内における緊急的な高病原性鳥インフルエンザの発生の予防

二 実施する区域

県内全域の百羽以上の家きん飼養施設及びその他家畜防疫員が必要と認める家きん飼養施設（消石灰による消毒又はこれと同等と認められる方法による消毒を自ら行う施設を除く。）

三 実施の期日

令和二年十二月四日から令和三年一月八日まで

四 消毒方法

消石灰の飼養施設内散布（家きん舎周囲及び施設外縁部には、必ず散布すること。

）